

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社中央テック
主たる営業所の所在地	神戸市東灘区
許可番号	兵庫県知事（般－２９）第１１７２３５号
許可を受けている建設業の種類	電

2 処分に関する事項

処分年月日	令和３年３月１日
根拠法令	建設業法第２９条の２第１項
処分の内容	<p>建設業法第２９条の２第１項の規定に基づく許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>当該建設業者の営業所の所在が確知できないため、その旨を令和３年１月２２日付け兵庫県告示第７１号で公告したが、公告の日から３０日を経過しても当該建設業者からの申出はなかった。</p> <p>このことは、建設業法第２９条の２第１項の規定に該当する。</p>